

令和7年3月25日
常総市条例第16号

○常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民が交流の場として多目的に活用し、交流を通じて新たな人の流れによる賑わいと活力を創出し、中心市街地の活性化を図るための施設として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常総市市民の広場（以下「市民の広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 市民の広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 常総市市民の広場
- (2) 位置 常総市水海道宝町3374番地3

(施設)

第3条 市民の広場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 広場
- (2) 駐車場
- (3) その他附帯施設

(開場日及び開場時間)

第4条 市民の広場の開場日及び開場時間は、規則で定める。

(利用の許可)

第5条 市民の広場を利用しようとする者が次に掲げる行為をする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため市民の広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、市民の広場の管理上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、市民の広場を利用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、市民の広場への入場を拒否し、又は市民の広場の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市民の広場の施設、設備等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市民の広場の管理上支障があると認められるとき。

(特別設備等の許可)

第7条 利用者(第5条第1項の規定による許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、その利用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可の条件を変更し、利用を停止し又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例の規定による許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、管理運営上支障が生じたとき。

2 前項の規定に基づく取消し等により、利用者に損害が生じることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、市民の広場の利用を終了したとき、又は利用を停止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに市民の広場を原状に復して返還しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第10条 市民の広場内において、設備等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

- 2 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年水海道市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1号を加える。

(22) 常総市市民の広場

(常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

- 3 常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年常総市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例（令和7年常総市条例第 号）